

第20号様式別表 2 の 2 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、法第321条の8第8項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 合併等事業年度においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類（当該法人が合併等事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税の明細書（別表7(1)）の写し等）を併せて添付してください。
- (3) 法第321条の8第7項に規定する被合併法人等の控除未済合併等前欠損金額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）に係る控除対象合併等前欠損調整額がある場合には、当該控除対象合併等前欠損調整額と同条第8項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象合併等前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「合併等前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第8項の規定による控除は、合併等事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象合併等前欠損調整額②」	①の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第321条の8第1項に規定する6月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	